

税務情報

新個人所得税法で求められる新たな税務管理

中国の新個人所得税法が2019年1月1日より全面的に施行される。改正により基礎控除額や適用税率テーブルが変更となり、税務上の居住者の概念が明確化された。さらに専門付加控除や確定申告が新たに導入される。これにより、外国籍個人および中国籍個人の税金計算は複雑性が増すこととなり、源泉徴収義務者としての雇用主の負担も大きく増えると考えられることから、日系企業にも早急な体制整備が求められている。

1. 新個人所得税法の要点解説

8月31日、「中華人民共和国個人所得税改正についての決定」が第13回国人民代表大会常務委員会第5回会議にて可決された。改正は段階的に実施され、大部分の条文は2019年1月1日より全面的に発効する。

中国では1980年に個人所得税法が公布されて以来、今回の改正は7年ぶりの7回目の改正となる。今回は控除額や累進税率の調整のみならず、居住者の定義や本格的な確定申告の導入に及ぶ大掛かりな改正となっている。

10月20日には、個人所得税法実施細則修正草案の意見募集稿、そして個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿が新たに公布されており、一連の3つの法令における具体的な規定と措置の変更が大きな注目を集めている。本稿では、執筆時点にて確定している個人所得税法の修正に係る要点のほか、直近にて公布された個人所得税実施細則修正法案および専門付加控除暫定弁法の意見募集稿の内容を含め、最新動向を紹介する。

<居住者は183日滞在基準で判定>

現行の個人所得税法によると、「居住者」の概念は明確にされておらず、理論上、中国国内に住所を有し、または住所を有していないが中国で満一年居住している個人は居住者扱いされる。このような個人が中国国内と国外より取得した所得は、関連法律によって中国で個人所得税を納付する義務がある。¹その中の「満一年居住している」とは、一納税年度の中で365日中国国内に居住との意味であり、一時的な出国(即ち一納税年度に一回で30日を超えない又は累計で90日を超えない出国)は日数控除されない。

新個人所得税法では、「居住者」の概念が明確にされ、住所を有していない個人に対して採用されるグローバルで通用する「183日」を基準として、中国の税務上の居住者になるかを判断することとなる。つまり、住所を有していない個

¹ 中国国内に住所を有せず1年以上5年以下居住する個人は、その中国国外源泉の所得につき、所轄税務機関の認可を得て、中国国内の企業、個人等が支給した部分についてのみ個人所得税を納めることが出来るとしている。これは、中国に1年以上居住する中国勤務者は国内源泉所得と国外源泉所得を合わせた課税を原則としながらも、そのうち国内企業等が支給する以外の国外源泉所得は免税にできることを定めたものである。当該制度は「5年ルール」とも呼ばれている。

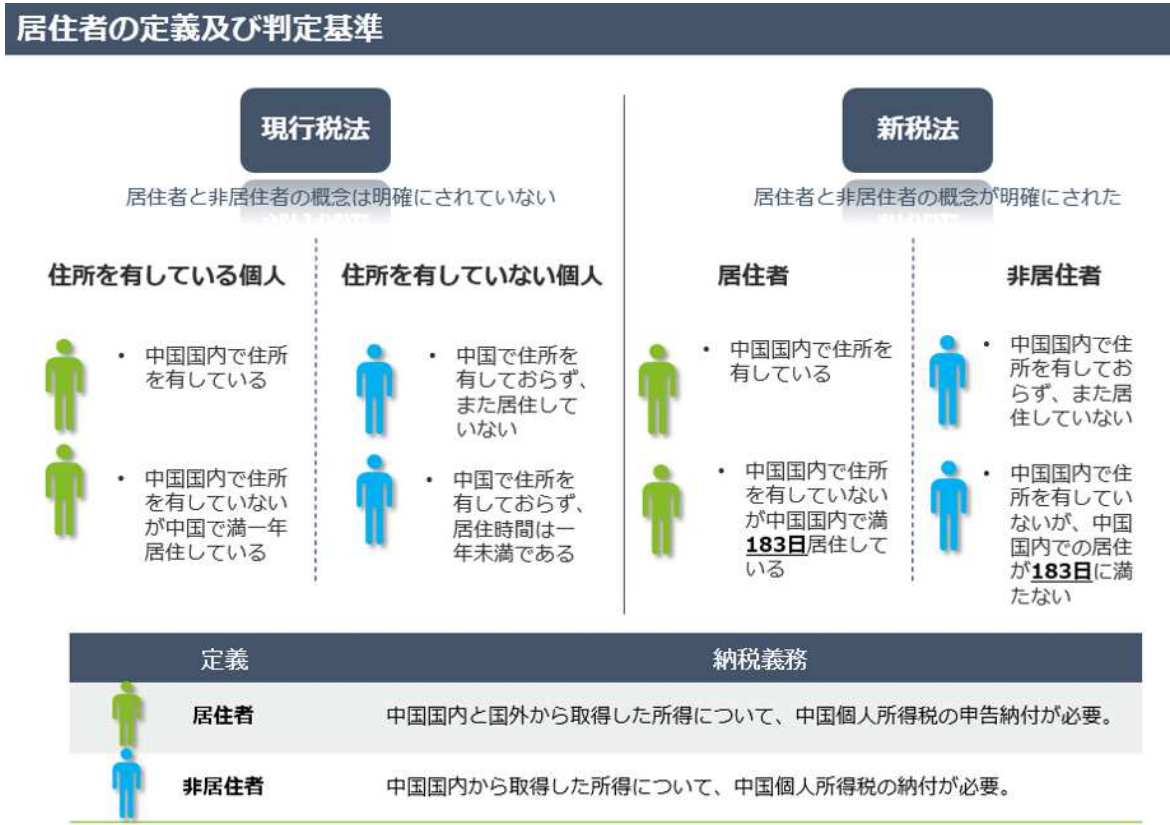


浦野 卓矢 Urano Takuya
デロイト中国
税務部 ディレクター
turano@deloitte.com.cn

四大会計事務所での税務サービス提供の経験を経て、中国には2009年より勤務している。およそ10年渡って上海および北京にて数多くの日系多国籍企業向けに移転価格税制、企業所得税、個人所得税といった税務アドバイザリーサービスを提供してきた。サービスを手掛けた主な産業としては電機電子、家電、自動車、商社、化学、製薬、小売業等が含まれる。一橋大学経済学部卒業、米国公認会計士。

人が中国の税務上の居住者として扱われる基準が引き下げられている。以下は中国の居住者と非居住者の納税義務をまとめた表である。

【表1】



<累進課税を導入>

現行の個人所得税法では典型的な分離課税を採用している。つまり当該税制の下では課税所得は 11 項目²に分けて個別に税金計算して徴税されている。新個人所得税法では、現行の個人所得税法下の4種類の労働性所得(前出現行税制下における11項目のうちの①賃金給与所得、④役務報酬所得、⑤原稿報酬所得、⑥特許権使用料所得)をまとめて総合所得項目として徴税される。

また現行の個人所得税法では賃金・給与所得に対して3%~45%の7つのレベルからなる超過累進税率が適用されている。新個人所得税法では7つの超過累進税率の構成を残す一方、総合所得の個人所得税計算が適用される。そして、この中の3つのレベルの低税率(3%、10%、20%)が適用される所得水準の幅が拡大される。つまり、より多くの中低所得層が低税率の恩恵を受けることになった。なお、後述する基礎控除額の変更とともに、新しい税率テーブル(表2)に基づく税金計算は2018年10月1日から先行適用されている。

² 11項目は以下の通り。①給与賃金所得、②個人経営者の生産経営所得、③企業事業組織に対する請負経営・リース請負経営所得、④役務報酬所得、⑤原稿料報酬所得、⑥特許使用料所得、⑦利子・株式・配当所得、⑧財産賃貸所得、⑨財産譲渡所得、⑩一時所得、⑪その他所得。

【表2】

(現行個人所得税法) 賃金・給与所得 課税所得額	(新個人所得税法) 総合所得 課税所得額*	税率
～1,500元までの部分	～3,000元までの部分	3%
1,500超～4,500元までの部分	3,000元超～12,000元までの部分	10%
4,500超～9,000元までの部分	12,000元超～25,000元までの部分	20%
9,000超～35,000元までの部分	25,000元超～35,000元までの部分	25%
35,000超～55,000元までの部分	35,000元超～55,000元までの部分	30%
55,000超～80,000元までの部分	55,000元超～80,000元までの部分	35%
80,000元を超える部分	80,000元を超える部分	45%

*新個人所得税法上は年額で記載されているが、上記はこれを12で割った金額を月額として記載している。

<基礎控除額は一律5,000元/月>

現行の賃金・給与所得に対する基礎控除額は引続き総合所得項目に適用される。同時に、現行の月 3,500 元の基準が5,000 元/月(60,000 元/年)に引き上げられる。また、中国国内に住所を有さず、中国国内より賃金給与所得を取得する納税義務者、および中国国内に住所を有するが中国国外より賃金・給与所得を取得する納税義務者に対する附加控除費用(1,300 元/月)が取り消された。従前、中国への日本人駐在員などは中国人よりも多い4,800元/月の基礎控除を享受することが出来たが、今後は中国人でも外国人でも一律5,000元/月の基礎控除額が適用されることになった。

現行の個人所得税法では、控除項目は主に法定の社会保険などの項目に限られている。しかし、国民待遇の改善のため、新個人所得税法では子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用、住宅家賃や老人扶養などの専門付加控除の項目が新たに導入された。専門付加控除項目については前述の通り、専門付加控除暫定弁法の意見募集稿が事後的に公表された。当該内容によると、各項目は「表3」の定額若しくは実額の費用を控除できるとされている。

【表3】

項目	控除額	備考
1 子女教育費	年12,000元(月1,000元)の定額控除	子女一人当たりの金額、複数の子がいたら人数分を乗じて金額を決定
2 継続教育費	①年4,800元(月400元)の定額控除	学歴継続教育が対象
	②年3,600元(月300元)の定額控除	専門技術職業資格が対象
3 重大疾病医療費	年60,000元を上限とする実額控除	納税者本人の重大疾病で発生した費用であり、15,000元超の支出が対象
4 住宅ローンの利子費用	年12,000元(月1,000元)の定額控除	1件目に購入した不動産を対象
5 住宅家賃	①年14,400元(月1,200元)の定額控除	直轄市等の都市
	②年12,000元(月1,000元)の定額控除	その他市区の戸籍人口100万人超の都市
	③年9,600元(月800元)の定額控除	その他の戸籍人口100万人以下の都市
6 高齢者扶養	年24,000元(月2,000元)の定額控除	高齢者の定義は60歳以上の被扶養者

<翌年3月～6月が確定申告期間に>

調整後の所得分類と税額算出規則に対応する形で、新たな納税申告規定が制定されることになった。まずは納税者識別番号について、中国公民身分番号を有する納税者は中国公民身分番号が納税者識別番号となる。また中国公民身分番号を有さない外国籍の納税者等は、税務機関より納税者識別番号が与えられる。

課税期間について、現行の賃金給与所得では月次税金計算が規定されていた。同時に年間所得が12万元超の個人などには年度申告の義務が課されていたが、これはあくまで月次納付税額を再度記入して提出するものであり、日本でいう確定申告とは異なるものであった。今後は、総合所得に纏められた賃金給与所得に対して、居住者個人が取

得した総合所得で年次税金計算がなされる。なお非居住者個人が取得した総合所得は月次または都度税金計算することになる。

また居住者個人の総合所得について、居住者個人が取得した総合所得は、源泉徴収と確定申告を組み合わせる徴収方法が採用される。即ち、源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または都度税金の源泉徴収と予納を行い、年度終了後に追加納税または税金還付が必要になる場合、規定に照らして確定申告を行う。確定申告は所得を取得した翌年の3月1日から6月30日までの間に行うことになる。居住者個人が源泉徴収義務者に専門付加控除の情報を提供する場合、源泉徴収義務者は月次で税金の源泉徴収する際に規定に照らして控除しなければならず、これを拒絶してはならない。

なお非居住者個人の総合所得について源泉徴収義務者を有する場合、源泉徴収義務者が月次または都度税金控除し、確定申告は行わない。源泉徴収義務者は毎月天引きした税金を翌月の15日までに国庫に納付し、税務機関へ納税申告表を提出する必要がある。

また、新個人所得税法では、納税者が国外移住のため中国戸籍を抹消する際の中国戸籍抹消前の税務清算処理の規定が追加された。

<多部門協同責任と信用情報システムの設立>

税務機関が必要とする納税関連情報の入手を確保するため、個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿では他の政府部門に対する情報提供の協力義務規定が追加され、公安部、人民銀行、金融監督管理など関連部門は税務機関に対して納税者の身分や銀行口座情報などの確認に協力すべきであり、教育、衛生、医療保障、民生、人力資源社会保障、住宅城町建設、人民銀行、金融監督管理などの関連部門は、税務機関に対して納税者の子女教育費、継続教育費、重大疾病医療費、住宅ローンの利子費用と住宅家賃などの専門付加控除情報の提供に協力すべきとされた。

また社会信用システム構築に対する強いニーズに応えるため、関連部門が納税者、源泉徴収義務者の個人所得税法のコンプライアンス状況を信用情報システムに取り入れ、連携したインセンティブと処罰を実施をすることになる。

<個人の脱税防止規定を導入>

企業所得税法の関連規定を参照する形で、個人所得税法にも初めて脱税防止の規定が取り入れられた。具体的には、以下の状況において税務機関は合理的な方法で納税調整を行い、税金と利息を追徴する権限が付与された。

- 個人とその関連者との間の商業上の取引において独立取引原則に従わず、正当な理由がない(移転価格税制規則)
- 居住者個人が支配、あるいは居住者個人と居住者企業が共同支配し設立した実際の税負担が明らかに著しく低い 国家(地域)にある企業で、合理的な経営ニーズがなく、居住者個人に帰属すべき利潤が分配されない、あるいは減額される(国外支配法人の租税回避防止規則)
- 個人が合理的な商業目的を持たないアレンジにより適切でない税収利益を取得する(一般的租税回避防止規則)

2. 日系企業に求められる新たな管理

今回の個人所得税改革では、国民福祉に対する関心の高まり、社会的公平性の促進、所得格差の調整機能の強化および管理の強化などの理念が体现されている。これまでの個人所得税法の修正に比べ、今回は単純な基礎控除額の調整等にとどまらず、個人所得税全体の税制と徴収管理体制の再構築に重点が置かれており、その影響は広範で大きなものである。以下、中国籍個人、外国籍個人にもたらす影響をみた上で、雇用主としての企業に求められる税務管理について提示したい。

<多くの中国籍個人の税金負担は専門付加控除の導入で減少>

今回の改革は中国籍個人の税金負担を軽減するため、基礎控除額の引き上げ、専門付加控除項目の追加、低い税率の適用ランクの拡大などが導入された。この結果、中低所得者層の税金負担が顕著に減少する可能性がある。

現行の年収 12 万元以上の個人年度申告制度は、居住者個人の総合所得年度申告制度に切替わる。現行の年収 12 万元以上の個人年度申告制度は、年度収入が 12 万元を超える納税者のみに適用され、経営所得以外の課税所得は月ごとまたは都度納税し、年度申告する意義は限られている。将来の総合所得年度申告制度は幅広い納税者に適用され、居住者個人の総合所得は年次税金計算に変更され、また多様な総合所得の収入源も含まれる上に、専門付加控除項目なども影響し、年度確定申告の必要性はさらに高まってくる。従って、将来納税者は関連する収入や控除などの各項目の情報収集および文書データの保存に留意すべきであり、年度申告の記入要求を把握し、総合所得の年度申告と確定申告を完了することになる。

同時に、専門付加控除項目には多量の個人情報を含むため、当該制度がどのように税務徴収管理に運用されるか注目される。多部門協同責任と信用情報システムの構築の規定が明確にされたことから、個人収入と財産情報のシステム構築、多部門の情報データ共用の枠組みは、中国の将来の個人所得税徴収管理の重要な推進力になることが予想される。税務申告のコンプライアンス状況を個人の信用調査記録に組み込む制度構築は、納税者の税法に対する遵守度を向上させることになるとみられている。

<外国籍個人の5年ルールは継続の見込み>

現行の実務において、中国国内に勤務している多数の外国籍個人は中国国内に住所を有していない個人とみなされる。今回の改正により、一つの納税年度において中国国内に 183 日を超えて居住する住所を有していない個人は、中国の税務上の居住者と見なされることになる。つまり、中国で勤務する当該外国籍個人は中国の税務上の居住者と認定されることとなり、個人所得税の納税義務に影響を与えることになる。

これまで、中国国内に住所を有していない個人は「5 年ルール」の適用によって、その大部分の中国国外所得は中国個人所得税が免除されてきた。つまり、中国国内に住所を有していない個人が連続 5 年以上中国国内に居住しない場合、中国国外源泉所得は中国個人所得税の申告納付を免除されている状況にある。この 5 年ルールが継続するかが一つの注目点となっている。個人所得税実施細則の意見募集稿によると、当該ルールは継続する旨規定されている。併せて、ある年に連続 30 日超の海外滞在があれば滞在期間をリセット出来ると盛り込まれている³。また、5 年ルールの適用で国外源泉所得の納税義務がないとしても、税務局に登録すべきことが同時に規定されている。登記内容の詳細は定かでないが、国外源泉所得の金額登記が必要となる場合、情報収集のための作業が必要になる。

また現行ルールでは、外国籍個人には一定の免税手当(住宅、子女教育、語学トレーニング、クリーニング、食事、ホームリーブなど)が存在する。当該措置が継続されるかも注目を集めているが、この点について個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿では、継続的に選択して適用できる旨が規定されている。つまり、外国籍個人の控除項目は「表 3」に示した専門付加控除項目に全面的に切り替わるのではなく、自身の状況に併せて項目毎に選択することが出来る。

<源泉徴収義務者としての雇用主の負担が増加>

今回の改正により、賃金給与が総合所得に纏められ、そして居住者個人の総合所得は年次で税金計算することとなり、居住者個人の年度確定申告手続きの要求が明確にされた。しかしながら留意すべき点としては、雇用主に対する個人所得税の源泉徴収義務がなくなったわけではない点である。居住者個人が取得した賃金給与に対して引き続き、雇用主は月次または都度個人所得税の源泉徴収義務を負う。また、居住者個人が源泉徴収義務者に専門付加控除項目に係る情報を提供した場合、源泉徴収義務者は源泉徴収する際に規定通りに控除すべきであり、これを拒否することはできないと規定されている。

個人所得税専門付加控除暫定弁法の意見募集稿によると、源泉徴収義務者に伝達する専門付加控除の真实性については納税者本人が責任を負うものとされている。一方で、源泉徴収義務者は納税者からの申告内容に応じて源泉徴収計算を行うものとし、内容に虚偽がある場合は納税者に指摘すべきものと規定された。源泉徴収義務者としては従業員の専門付加控除に係る情報収集、関連資料の収集、申告計算におけるコンプライアンス義務を負うことになり、この措置は間違いなく源泉徴収義務を実行する雇用主の業務負担を重くすることになる。

<社内での内部プロセスの見直しが急務に課題に>

多数の外国籍駐在員、現地雇用の外国籍従業員、もしくは中国籍の高級管理人員を有する企業は、新しい税制下における個人所得税コンプライアンス要求を満たすために、従業員に対する追加サポートの提供が必要になるだろう。前述の毎月の源泉徴収における従業員個人の専門付加控除への対応に加え、従業員が税法に則った申告に対応出来るかにも注意を払う必要がある。例えば、従業員が年度確定申告や納税人識別番号申請のための初回税務登録手続きを正確に行えるようガイダンスを行うことが必要になるだろう。また、日本からの出張者の中国滞在が 183 日

³ 現行ルールでは、1 納税年度において連続 30 日を超える出国、若しくは年間で累計 90 日を超える臨時出国があれば滞在期間をリセット出来る。個人所得税実施細則の意見募集稿では、連続 30 日超のみの規定が盛り込まれている。

を超えて中国の居住者となり中国での納税義務が生じた場合は、派遣元の日本法人への関連規定の説明、場合により納付手続きのサポートが必要となる可能性がある。また、二重課税が生じた場合にはこれをどのように排除すべきについても十分な検討を行う必要がある。

現段階では意見募集稿となっている 2 つの法令は、パブリックコメントの募集を経て近日中に正式公布されるとみられる。意見募集稿からの変更点、その他 詳細規定の公布にも注目したい。雇用主企業としては新たなアップデートに留意しながらも、早急に現行の内部制度およびプロセスを見直した上で、上述の業務を実行するための新たな制度とプロセスの構築を検討すべきである。

デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。Fortune Global 500® の8割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、Facebook、LinkedIn、Twitterもご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事業に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事業をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu LLC